

1. 預 入 れ

- (1) この定期預金への預入は個人のお客さまに限ります。
- (2) この定期預金の新規預入金額は一契約1万円以上とします。
- (3) この定期預金は預入期間1年の単利型自動継続扱いのみとします。
- (4) この定期預金の据置期間は預入日（自動継続をしたときはその継続日をいいます。以下同じです。）から1ヶ月間とします。据置期間満了日は預入日を起算日とし、その1ヶ月後応答日とします。

2. 適用利率

- (1) この定期預金の初回適用利率（税引前）は「年0.400%」とします。
- (2) この定期預金の自動継続後の適用利率は、継続日における店頭表示のスーパー定期1年ものの利率とします。
- (3) この定期預金を満期日（自動継続をしたときはその満期日をいいます。以下同じです。）の前日までで解約する場合、次の中途解約利率を適用します。
ただし、中途解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率を適用します。
なお、中途解約利率については金融情勢に応じて変更することがあります。

〈中途解約利率〉

預入期間6ヶ月未満 …………… 「普通預金利率」

預入期間6ヶ月以上1年未満… 「約定利率×50%（小数点第4位以下は切捨て。）」

3. 利 息

- (1) この定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた利率によって単利の方法で計算し、満期日に支払います。
- (2) お客さまの申し出によって当金庫がやむをえないと認めてこの定期預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた第2条3項の中途解約利率によって単利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. 預金の支払い（一部解約）

この定期預金の一部を満期日前に解約する場合は次により取扱いします。

- (1) この定期預金の据置期間満了日以降であれば、最低預入残高1万円を下回らない範囲内でこの定期預金の一部（1万円以上の金額）を解約することができます。据置期間満了日前の一部解約はできません。
- (2) この定期預金の一部を解約するときの適用利率は第2条第3項の中途解約利率とします。また、利息は第3条の方法で計算し、解約する元金と共に支払います。
- (3) この定期預金の一部が解約された後の残元金の利息は、一部解約日以降も預入日における適用利率で計算します。

本規定に定めのない事項については、「定期預金共通規定」、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」および「定期性総合口座取引規定」により取扱いします。

以 上